

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人明進會

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明進會(以下「当法人」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等に対して、各年度の総額が600,000円を越えない範囲で支給する。
報酬の額は、日額10,000円(源泉所得税控除後)とする。

(支給日)

第4条 役員等の報酬は、勤務日にその都度支払う。

(費用弁償等)

第5条 役員等が、その職務に当って負担した費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額とする。
3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当1日につき5,000円

宿泊料1泊につき10,000円を超えない実費額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

(付則)

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人明進會

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明進會(以下「当法人」という。)の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第3条 法人の評議員に対して報酬を支給する。

2 報酬の額は、日額10,000円(源泉所得税控除後)とする。

(支給日)

第4条 評議員の報酬は、勤務日にその都度支払う。

(費用弁償等)

第5条 評議員が、その職務に当って負担した費用を弁償する。

2 費用弁償額は、評議員の居住地から計算し、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当1日につき5,000円

宿泊料1泊につき10,000円を超えない実費額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

(付則)

この規程は、平成29年6月23日から施行する。